

令和5年梅雨前線による大雨被害に関する緊急要請

令和5年7月

全 国 市 長 会

九 州 市 長 会

令和5年梅雨前線による大雨被害に関する緊急要請

令和5年6月28日からの梅雨前線等による記録的な大雨により、九州北部の各地では、河川の氾濫や大規模な浸水、土砂崩れなどが起こり、多くの尊い人命が失われる人的被害が発生するとともに、住宅・建物の浸水・倒壊、教育・保育施設の浸水、農地の冠水、道路、橋梁、河川など生活インフラや交通の寸断、さらに、農林水産業や商工業、観光業へも甚大な被害が発生し、住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、被災地の自治体では最大限の被災者支援を行うとともに、被災状況の把握と応急的な対応に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すためには、国による復旧・復興に向けた財政支援など、迅速かつ丁寧な対応が不可欠である。

よって、国においては、集中的な投資により被災地の一日も早い復旧・復興に向けた取組みを強化、加速するとともに、下記事項について、既存の制度等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 激甚災害の早期指定

- 今回の災害は、複数の県にまたがる広域災害であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害（本激）として早期に指定し、特別の財政措置を講じること。

2 被災者の生活再建への支援

- 被災者が安全・安心な生活を取り戻すため、被災者生活再建支援制度について、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。また、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策など、幅広く生活再建支援策を講じること。

3 被災自治体への人的支援

- 被災地の復旧を図るため、国等による支援職員等の継続的な派遣措置を講じること。

4 道路・橋梁・河川・教育・保育施設・その他公共施設等の早期復旧に向けた支援

- 道路、橋梁、河川、教育・保育施設その他公共施設等の全面的な早期復旧に向け、財政的・技術的な支援を含め特段の措置を迅速に講じること。

5 災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進

- 災害復旧事業に早期に着手できるよう、公共土木施設、農林水産業用施設等の災害査定を迅速かつ柔軟に対応するとともに、手続きの簡素化及び十分な財政措置を講じること。なお、災害復旧事業については、再び災害が発生しないよう国土強靱化につながる改良復旧を積極的に推進すること。

6 浸水対策の推進

- 今回の大雨を含め、幾度となく甚大な浸水被害が発生しており、今後も気候変動に伴う降雨の激甚化が想定されることから、計画規模を超える降雨などに対する浸水対策の抜本的な強化と計画の前倒しも含め加速化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。また、既存の排水施設の機能強化及び必要な施設整備などによる排水処理体制の

強化に対する財政措置を講じること。

あわせて、河川水位の上昇に伴う内水浸水が拡大しており、内水浸水防止と治水が一体となった対策に財政措置を講じること。

7 土砂災害の防止について

- 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測・監視体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、既設砂防施設及び河川に堆積した土砂・流木を撤去するために十分な予算を確保すること。

また、避難指示等の避難情報について、住民の具体的な避難対策や避難行動につながるよう、自治体からの避難指示等の発出の在り方や具体的な避難方法などについて、研究を進め、早期に技術的な助言を行うこと。

8 災害廃棄物の処理支援

- 大量の災害廃棄物が発生しているため、被災自治体を実施する災害等廃棄物処理事業について、処分先の確保や広域処理体制の整備等に係る支援を行うとともに、処理費用に対する国の予算を十分に確保すること。
- 災害に伴って発生した漂流・漂着物等の回収・処理については、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業における補助対象区域を一般公共海岸も含む海岸全域とするなど採択基準を緩和するとともに、激甚災害に指定された場合は補助率の嵩上げを行うこと。

9 農林水産業や商工業の復興に向けた支援

- 農林水産業及び商工業については、土砂災害やたび重なる浸水被害により経営に深刻な支障をきたしている生産者及び事業者に対し、農地や被災施設等の復旧、生産活動の再開や事業の回復に向けた集中的な経営支援策等の十分な財政措置を講じること。

10 観光産業に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症による影響からの回復途上である中、被災地にある旅館、ホテル及び観光施設は、大雨による損害に加え、予約のキャンセルが出ている状況にあることから、風評被害防止のための国内外に向けた正確な情報発信を行うとともに、必要な観光支援策を講じること。併せて、観光産業が地域経済を支えていることを踏まえ、旅館等が廃業に追い込まれないよう、なりわい再建支援補助金、被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）と同等の事業者への再建支援策を講じること。

11 被災自治体への財政上の配慮等

- 被災自治体において生じる応急対策や被災者の救援、被災した公共施設の防災対策など復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による必要かつ十分な財政支援策を講じること。

令和5年7月

全国市長会 会長 立谷秀清

九州市長会 会長 大西一史